

軽音楽部 規約

第一条 本会は軽音楽部と称する。

第二条 本会は音楽を通して、技術の向上と学生の交流を目的とする。

第三条 本会は毎月体育館会議室に集まり練習を行う。

第四条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

第五条 本会は次の役員で構成する。

部長 一名 この会の代表し、部員を招集する。

副部長 二名 部長の補佐をして、部長の職務の補佐を務める。

会計 二名 会計事務の処理をする。

広報 二名 部員の勧誘の指揮、イベント時の広報を担当する。

第六条 役員五名は、全会員の中から毎年一回の会議により選出する。

第七条 本会の経理は会計によって処理され、その経理報告は全会員に対して公開されるものとする。

第八条 軽音楽部は大学、浜田での音楽活動の活性化のために活動すること。

第九条 年に一回以上の学外活動を行う。それと同時に地元の方と交流を深める。

第十条 使用施設内でのマナーは必ず守る。

第十一条 騒音等のことを考慮して、活動時には気を配る。

第十二条 部員一人一人が必ず協力する。

第十三条 個人の所有物以外の機材を使用しているため、扱いには気を付ける。部の調和を乱す者は退部してもらうものとする。

第十四条 部費は半年3000円以上とする。払わない者には、警告する。

第十五条 礼節を大切にすること。他人への感謝の気持ちというものを忘れずに行動しよう。

第十六条 使用施設の設備や備品を丁寧に扱い、共有物の破損や汚損があった場合、部の予算を使って支払わせる。

附則

この規約は平成13年6月6日から施行する。

この規約の一部を改訂し、平成28年4月8日より適用する。

この規約の一部を改訂し、令和6年4月22日より適用する。

この規約の一部を改訂し、令和7年4月22日より適用する。